

### 第3回定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月27日(金) 9時30分～9時55分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)  
会長 1番 米良 成志  
副会長 10番 金丸 幸子  
委員 2番 兒玉 道治 3番 新門 剛 4番 新田 利彦 5番 染田 良作  
6番 川崎 正義 7番 黒木 稔 8番 安田 初美 9番 藤本 寿弘
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席 農地利用最適化推進委員 (5人)  
推進委員 白木 洋 安田 元信 松本 邦彦 朝倉 信一 染田 通明
7. 議事日程  
報告第4号 農地の所有権移転及び転用届出の件について  
議案第2号 農地の所有権移転申請の件について  
議案第3号 現況証明(非農地証明願)の発行の件について

#### 8. 会議の概要

開会事務局	それでは姿勢を正してください、ただいまより第3回定例農業委員会総会を開会したいと思います。 一同礼。 それでは、米良会長の方よりご挨拶をお願いします。
会長	おはようございます、世間ではコロナウィルスの話でもちきりでありまして、外国では急激に増えておりまして、日本も、東京でだいぶ増えつつあるような状況であります。農業委員会定例会につきましては、決定事項がございますので、開催させていただきました。 今日の案件は3件であります、よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございます、それでは早速議案に移りたいと思います。 なお議長につきましては米良会長が務められます。 よろしく願いいたします。
議長	早速議題に入りたいと思いますが、今日は、10名全員の出席であります。 議事録署名委員は、今日は4番委員と5番委員です。 それでは、議事に入ります。 報告第4号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
局長	はい。マスクを着けたままですが失礼します。 報告第4号、農地法第5条の委員会届出でございます。 次のとおり受理したことを報告する。 ご覧のとおり、3件の4筆でございます。 場所につきましては、次のページをご覧ください。 番号1につきましては、加草地区の深迫という地区にある農地になります。 番号2については、庵川西地区の農地で、門川温泉心の杜より下のほうの農地になります。 番号3についても、庵川西地区です。庵川近隣公園がありますが、それよりも、東側方面の農地になります。 以上です。

議長	<p>はい、説明は終わりました。 報告議案でありますので、それぞれ把握をしておいてください。 次の議題に移ります。 議案第2号農地の所有権移転申請の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい、6ページをお願いします。 議案第2号、農地法第3条委員会への申請の件です。 次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。 これについては、記載されているとおり、3件の4筆になっております。 場所につきましては7ページからです。 これは番号1の分で大字川内の松瀬地区です。松瀬地区で北郷区との町境の農地になります。 そして、8ページが番号2、3の分です。これは中山地区です。中山地区に入って奥のほうの農地になります。 以上です。</p>
議長	<p>はい、説明が終わりました。 番号順に協議していきます。 1番の件について、推進委員の御意見を伺います。</p>
松本推進委員	<p>はい、推進委員の松本です。 3月5日に農業委員、事務局職員、農地相談員と私の4人で現地調査をおこないましたので報告します。 この場所は、北郷区との境の掘割の場所で川沿いの所です。4～5反ぐらいの団地で、近くの住人が田んぼをつくっていたような所です。その団地の端が今回の農地です。 譲渡人は北郷区の黒木に住居をかまえていて、譲受人とは遠縁にあたり、譲受人はプロイラーを営業していて、毎日通っています。 譲受人の子供さんが将来、ハウスを建てていちご栽培をする計画を立てています。場所については日当たりも良いところであります。稲作については、ハウスが出来ても影響することはありません。この所有権移転については、何ら問題ないと思っています。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、他の委員の御意見はございませんか。 よろしいですか。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 はい、全員賛成であります。 次に、2番3番について、推進委員のご意見ををお願いします。</p>
安田推進委員	<p>推進委員の安田です。 3月19日に農業委員、事務局職員、私とで現地調査をおこないました。 場所については、中山地区の奥のほうの畑になります。 譲受人、譲渡人については、いずれも中山地区の方で畑の交換になります。畑を広げて果樹栽培をおこないたいという希望であります。 以上です。審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、説明は終わりました。他の委員の御意見はございませんか。 よろしいですか。2番3番の件について賛成の方は挙手をお願いします。 はい、全員賛成であります。 次の議題に入ります。 議案3号現況証明（非農地証明願）の発行の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい、9ページをお願いします。 議案3号現況証明、非農地証明願の件でございます。 次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。 ご覧のとおり、1件で57筆でございます。合計面積は13ページに記載していますが26,781㎡になります。 場所は次のページになります。一枚ですが、まとまっております。大字川内の大内原地区に津々良井堰とか津々良大橋とかありますが、その向かい側の一帯でございます。小字は柳崎という所でございます。以上です。</p>
議長	<p>はい、説明は終わりました。 推進委員の意見を伺います</p>

松本推進委員

はい、推進委員の松本でございます。局長が概略を申し上げましたけど、私が詳しく申し上げます。この柳崎と言う所は、川の対岸になりますけど、以前は耕作者が14、5人ほどいたでしょうかね。米が重宝な頃は、それぞれ舟で渡って1反2反の田を精を出して作っていた状況の場所です。時代の流れで、耕作者が1人になり、1人になっても夫婦で渡って米俵を舟に積んで運んだりしていました。

14、5年頃前に対岸道路から降りる軽トラックが通られるほどの作業道ができ、本人も喜んで軽トラックで米作りに励んでいました。その人も、田んぼで突然死して亡くなって、耕作されずにいて、5、6年前ですかね、所有権移転にかかって認めてもらって、現在の所有者になった所です。最近では、作業道も風雨に耐え切れず崩壊して通行できない状況です。それで、陸の孤島となって、竹が侵入したりセイタカアワダチソウが密集したりしています。3月7日に他の推進委員や農業委員、事務局職員、農政係職員と現地調査をおこない、誰がみても非農地証明は、やむ得ない状況だと思います。皆様のご審議をお願いします。

議長

説明は終わりました。他の委員のご意見はございませんか。  
はい、事務局。

事務局

すみません。失礼します。  
松本最適化推進委員がおっしゃって頂いた通りでございます。補足として、申し上げたいことがございまして、今回の非農地証明願いが出ている所は、現在、門川町の農業振興地域にかかる農用地の指定をされています。  
通常、農用地に指定されていれば、安易な転用とか非農地証明は難しいのですが、今回は面積は、広いですけれども、所有者が同一の方であります。もし、仮にここに別な所有者がいれば、その方の同意がなければ非農地にはできません、そのことが1点。  
それと、その方に所有権が移った以降に台風等の災害により2ヶ所ほど作業道が大きく崩れていました。一人一人がやっと通れるほどで、歩いて往復で1時間ほどかかるような状況で、必然的に農地として再開することが難しいのが1点。  
農業振興地域農用地の除外ができるのかということについても、農振農用地の振興局の担当と町の担当と一緒に見てもらって、農用地として復帰することは難しいということになりまして、今回、農業振興地域の農用地の除外を検討することになっております。  
以上です。

議長

今、説明がありましたように振興局とも協議を行っているということで、ご意見はございませんか。この件について、非農地証明を出すことに賛成の方の挙手をお願いします。  
はい、全員賛成であります。  
議案につきましては以上であります。

事務局

それでは、姿勢を正してください。  
以上をもちまして第3回定例農業委員会総会を閉会したいと思います。  
一同礼。

令和2年3月27日

議事録署名人

4番委員

新田利彦

5番委員

梁田良作